

改正案

現行

<p>2 当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡しようとする適格機関</p>	<p>（適格機関投資家を除くための要件等） 第三条の二 令第一条の四第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が令第一条の四第二項の規定により法第二条第三項第二号ロに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと。 二 当該有価証券を他の適格機関投資家（第四条第一項各号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に譲渡する場合において、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならぬこと。 イ 当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条において「転売制限」という。）が付されていること。 ロ 当該他の適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、前号及びこの号に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならないこと。 二 当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡しようとする適格機関</p>
--	--

（新設）

投資家（以下この条において「当該適格機関投資家」という。）は、令第一条の四第二項第二号ロの規定による書面の交付（前項第二号の規定による書面の交付を含む。以下この条において同じ。）に代えて、第五項で定めるところにより、当該他の適格機関投資家（以下この条において「当該他の適格機関投資家」という。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき情報（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該適格機関投資家は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 当該適格機関投資家の使用に係る電子計算機と当該他の適格機関投資家の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該他の適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 当該適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて当該他の適格機関投資家の閲覧に供し、当該他の適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、当該適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記

録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、当該他の適格機関投資家がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、当該適格機関投資家の使用に係る電子計算機と、当該他の適格機関投資家の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 当該適格機関投資家は、第二項の規定により転売制限情報会社情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該他の適格機関投資家に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち発行会社が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た当該適格機関投資家は、当該他の適格機関投資家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該他の適格機関投資家に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該他の適格機関投資家が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7 令第一条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める方式は、

適格機関投資家が取得した当該有価証券（令第一条の五第一号に掲げる有価証券に限る。）に転売制限が記載されているものとする。

8 令第一条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、適格機関投資家が取得した当該有価証券（令第一条の五第一号に掲げる有価証券を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 当該有価証券に前項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

二 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されている場合

（勧誘の相手方に該当しないための要件等）

第三条の三 令第一条の四第三項に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。

2 令第一条の四第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発行者である会社（以下この条において「発行会社」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二（略）

3 令第一条の四第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 内国会社 令第一条の四第三項に規定する取得の申込みの勧誘

（勧誘の相手方に該当しないための要件等）

第三条の二 令第一条の四第二項に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。

2 令第一条の四第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発行者である会社（以下この条において「発行会社」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二（略）

3 令第一条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 内国会社 令第一条の四第二項に規定する取得の申込みの勧誘

を行おうとする日以前に終了した事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定するもので、直近の定時株主総会に報告したものの又はその承認を受けたもの（設立後定時株主総会が召集されていない場合には、これらのものに準じて作成されたもの）

二（略）

4 令第一条の四第二項第三号口の規定により交付を行う場合には、前項に定めるもの（以下この条において「会社情報」という。）を記載した書面を交付することにより行わなければならない。

5 発行会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、第八項で定めるところにより、令第一条の四第二項第二号口に規定する使用人（以下この条において「使用人」という。）の承諾を得て、会社情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該発行会社は、当該書面の交付をしたものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 発行会社の使用に係る電子計算機と使用人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ（略）

二（略）

6 前項各号に掲げる方法は、使用人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

7（略）

8 発行会社は、第五項の規定により会社情報を提供しようとする

を行おうとする日以前に終了した事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定するもので、直近の定時株主総会に報告したものの又はその承認を受けたもの（設立後定時株主総会が召集されていない場合には、これらのものに準じて作成されたもの）

二（略）

4 令第一条の四第二項第二号口の規定により交付を行う場合には、前項に定めるもの（以下この条において「会社情報」という。）を記載した書面を交付することにより行わなければならない。

5 発行会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、令第一条の四第二項第二号口に規定する使用人（以下この条において「使用人」という。）の承諾を得て、会社情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該発行会社は、当該書面の交付をしたものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 発行会社の使用に係る電子計算機と使用人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ（略）

二（略）

6 前項各号に掲げる方法は、使用人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

7（略）

8 発行会社は、第四項の規定により会社情報を提供しようとする

きは、あらかじめ、当該使用人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

9 (略)

(適格機関投資家の範囲)

第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者(以下この条において「適格機関投資家」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号及び第二十号に掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一〇十 (略)

十一 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金の管理及び運用をする者

十二十五 (略)

十六 令第一条の九第五号に掲げる者(法第六十五条の二第一項の規定により登録を受けたものに限る。)

十七 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社(当該業務を行う旨が定款において定められ、かつ、最近事業年度の末日における資本の額が五億円以上である場合に限る。)(のうち金融庁長官に届出を行った者)(当該届出が行われた日の属する年の九月一日か

きは、あらかじめ、当該使用人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

9 (略)

(適格機関投資家の範囲)

第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者(以下この条において「適格機関投資家」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一〇十 (略)

十一 郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金の管理及び運用をする者

十二十五 (略)

(新設)

(新設)

ら一年を経過する日までの間に限る。)

十八 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合

十九 厚生年金基金(最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十九条第一項の規定により提出されたものに限る。)(における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものに限る。)(のうち金融庁長官に届出を行った者(当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限る。))及び厚生年金基金連合会

二十 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十九条第一項第二号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者(同項第二号に掲げる業務を行う場合に限る。)

二十一 有価証券報告書(法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号及び第三項において同じ。)(を提出している者(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第二十号の二に規定する内国会社に限る。)(で、毎年七月一日におけるその者の最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載された貸借対照表における有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。)(第十七条第一項第四号に掲げるものをいう。)(の金額及び投資有価証券(財務諸表等規則第三十二

(新設)

(新設)

(新設)

十六 有価証券報告書(法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号及び第三項において同じ。)(を提出している者(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第二十号の二に規定する内国会社に限る。)(で、毎年七月一日におけるその者の最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載された貸借対照表における有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。)(第十七条第一項第四号に掲げるものをいう。)(の金額及び投資有価証券(財務諸表等規則第三十二

二条第一項第一号に掲げるものをいう。()の金額の合計額が百億
円以上であるものうち金融庁長官に届出を行った者(当該届出
が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの
間に限る。)

- 2 その発行の際にその取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号
イに掲げる場合又は同号ロに掲げる場合(令第一条の四第二項の規
定により前項各号に掲げる者が人数の計算から除かれた場合に限り
。)に該当するものであつた有価証券を前項各号に掲げる者が取得
し又は買い付けた場合(当該取得又は買い付けの際に、当該有価証券
に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はそ
の者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号若し
くは第二十号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者
、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されて
いた者であつた場合若しくは同項第十七号、第十九号若しくは第二
十一号に掲げる者について当該各号に規定する期間を経過している
場合を除く。)には、その者が前項第一号から第十四号の二まで、
第十六号、第十八号若しくは第二十号に掲げる者で同項ただし書の
指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定
を解除された場合又は同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号
に掲げる者について当該各号に規定する期間を経過した場合におい
ても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧
誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条
第一項を適用する。

- 3 第一項第十七号、第十九号又は第二十一号の規定により当該各号
に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者(以下この項

条第一項第一号に掲げるものをいう。()の金額の合計額が五百億
円以上であるものうち金融庁長官に届出を行った者(当該届出
が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの
間に限る。)

- 2 その発行の際にその取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号
イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券を前項各号に掲げ
る者が取得し又は買い付けた場合(当該取得又は買い付けの際に、当
該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている
場合又はその者が前項第一号から第十四号の二までに掲げる者で同
項ただし書の指定を既に受けていた者、同項第十五号に掲げる者で
同項ただし書の指定を既に解除されていた者であつた場合若しくは
同項第十六号に掲げる者について同号に規定する期間を経過してい
る場合を除く。)には、その者が前項第一号から第十四号の二まで
に掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲
げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第十六号に
掲げる者について同号に規定する期間を経過した場合においても、
当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行
う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第一項
を適用する。

- 3 第一項第十六号の規定により同号に掲げる者として金融庁長官に
届出を行おうとする者(以下この項において「届出者」といふ。)

において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 第一項第十七号に掲げる者に係る届出者

イ 有価証券報告書を提出しなければならない者に該当する場合
企業内容等の開示に関する内閣府令第二十条の規定により有価証券報告書を提出しなければならない財務局長又は福岡財務支局長

ロ イ以外の場合 当該届出書の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

二 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者 当該届出書の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

三 第一項第二十一号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の直近の有価証券報告書を提出した財務局長又は福岡財務支局長

4 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第五条 令第一条の五第二号に規定する内閣府令で定める方式は、当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条において「転売制限」という。）が付されていることが明白となる名称が付されていること及び当該転売制限

は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の七月一日から一月を経過する日までの間に当該届出者の直近の有価証券報告書を提出した財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第五条 令第一条の五に規定する内閣府令で定める方式は、当該有価証券に適格機関投資家（第四条第一項各号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この項において「転売制限」という。）

が付されている旨が当該有価証券に記載されているものとする。

(削る)

()が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 社債券(特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる投資法人債券及び同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するものを含む。以下同じ。)及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。))に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券(以下この条において「新株予約権付社債券等」という。))を除く。以下この号において「普通社債券等」という。) 次に掲げるすべての要件

イ 当該普通社債券等を記名式に限る旨の定めがされていること。
ロ 転売制限が付されている旨が当該普通社債券等に記載されていること。

二 第一条に掲げる有価証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するもの 当該有価証券の裏書が禁止され、かつ、転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。

三 外国投資信託の受益証券及び法第二条第一項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されているこ

(削る)

(削る)

2 | 令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各

号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当する
こととする。

(新設)
と。

一 社債券(特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる
投資法人債券及び同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類
するものを含む。以下同じ。)及び法第一条第一項第九号に掲げ
る有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有
するもの(新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律
(平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。))に規
定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券(以下
この条において「新株予約権付社債券等」という。)を除く。以
下この号において「普通社債券等」という。) 次に掲げるすべ
この要件

イ 当該普通社債券等に転売制限が付されていることが明白とな
る名称が付されていること。

ロ 当該普通社債券等を記名式に限る旨の定めがされていること
。

ハ 転売制限が付されている旨が当該普通社債券等に記載されて
いること。

二 第一条に掲げる有価証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有
価証券でこれと同じ性質を有するもの 次に掲げるすべての要件
イ 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名
称が付されていること。

ロ 当該有価証券の裏書が禁止され、かつ、転売制限が付されて

いる旨が当該有価証券に記載されていること。

三 外国投資信託の受益証券、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 次に掲げるすべての要件

イ 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

3 前項の規定による要件のほか、令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 社債券（新株予約権付社債券等、第六号に掲げる社債券、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債（以下単に「振替社債」という。））、社債等振替法第一百七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからホまでを除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債（以下「相互会社の振替社債」という。）及び社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからホまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債（以下「振替特定社債」という。）に係るものを除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げ

2 令第一条の五に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一 社債券（新株予約権付社債券等、令第一条の五に掲げる社債券、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債（以下単に「振替社債」という。））、社債等振替法第一百七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからホまでを除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債（以下「相互会社の振替社債」という。）及び社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからホまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債（以下「振替特定社債」という。）に係るものを除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号まで

る有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等、令第一条の五に掲げる社債券の性質を有するもの及び社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）に係るものを除く。）

イ〜ハ（略）

二 振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債（以下「振替投資法人債」という。）、相互会社の振替社債、振替特定社債、社債等振替法第二百二十一条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権（以下「振替投資信託受益権」という。）、社債等振替法第二百二十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定目的信託の受益権（以下「振替特定目的信託受益権」という。）及び振替外債（以下この号において「振替債等」という。）

イ・ロ（略）

三（略）

四 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買され

に掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等、令第一条の五に掲げる社債券の性質を有するもの及び社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）に係るものを除く。）

イ〜ハ（略）

二 振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、相互会社の振替社債、振替特定社債、社債等振替法第二百二十一条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権（以下「振替投資信託受益権」という。）、社債等振替法第二百二十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定目的信託の受益権（以下「振替特定目的信託受益権」という。）及び振替外債（以下この号において「振替債等」という。）

イ・ロ（略）

三（略）

（新設）

- る有価証券が令第一条の五第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合
- ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が令第一条の五第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合
- ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が第一号又は第三号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買される有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合
- ニ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される権利が前項第三号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同号に定める場合に該当する場合
- ホ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- 五 法第一条第一項第十号の三に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかに該当する場合
- イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の五第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合
- ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の五第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合
- ハ 当該有価証券に表示される権利が第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権

(新設)

利に係る有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

二 当該有価証券に表示される権利が前項第三号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同号に該当する場合

ホ 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

六 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、令第一条の五第一号及び第二号並びに前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ハ 当該償還により取得する有価証券が第四号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

ニ 当該償還により取得する有価証券が第五号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

（削る）

（新設）

3 令第一条の五第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、法第一条第一項第九号に掲げる有価証券で、令第一条の五第一号に規

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 (略)

二 振替社債、振替投資法人債、相互会社の振替社債及び振替特定社債(以下この号において「振替債」という。) 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

三六の二 (略)

七 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券 前項に定めるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買される有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

八 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買され

定する株券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資証券に類する証券を除く。)、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券等の性質を有するものとする。

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 (略)

二 振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債(以下この号において「振替債」という。) 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

三六の二 (略)

七 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券 前項に定めるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買される有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

八 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買され

る権利が第九号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同
号イに該当する場合

二 (略)

八 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 前項に定めるす
べての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の七第二号に掲げ
る有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当
するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に
第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

八 当該有価証券に表示される権利が第九号に掲げる権利に該当
する場合で、当該権利が同号イに該当する場合

二 (略)

九 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の
三に定める権利 次のいずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 第四号ロに定める要件に該当する場合

八 第五号に定める要件を満たす場合

る権利が第七号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同
号イに該当する場合

二 (略)

八 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 前項に定めるす
べての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の七第二号に掲げ
る有価証券又は第一号若しくは第二号に掲げる有価証券に該当
するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に
第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

八 当該有価証券に表示される権利が第七号に掲げる権利に該当
する場合で、当該権利が同号イに該当する場合

二 (略)

九 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の
三に定める権利 次のいずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 第三号ロに定める要件に該当する場合

八 第四号に定める要件を満たす場合